

第2節 他との関わりの中で豊かな人間性や社会性を身に付ける

人間が一人の社会人として積極的にその役割を果たしていくためには、自ら学び考える力やそれを支える基礎・基本に加え、社会性や豊かな人間性を身に付けることが大切です。本県の子どもが、自己の利益だけではなく社会全体の利益を考えて21世紀を担うことができるよう、人権を尊重する心の育成、規範意識の習得などを通じ、社会性を育むとともに、子どもの豊かな感性や奉仕の精神などを養い、人間性を育むことを目指します。

このため、子どもの社会性を育てる観点から、学校における人権教育、道徳教育、生徒指導などの充実を図るとともに、教育の原点となる家庭教育への支援や人間形成の基礎を培う幼児期の教育の充実に努めます。また、子どもの人間性を育てる観点から、学校内外での様々な体験活動や読書活動が活発に行われるような環境づくりに努めます。さらに、子どもの悩みに適時適切に対応できるよう、学校等におけるカウンセリング機能等の充実を図ります。

(2) 他との関わりの中で
豊かな人間性や社会性
を身に付ける

- ① 人権を尊重する教育の推進
- ② 道徳教育の充実
- ③ 生徒指導の充実
- ④ 家庭教育への支援
- ⑤ 幼児教育の充実
- ⑥ 体験活動等を生かした豊かな心を育む教育の充実
- ⑦ 知的活動を増進し世界観を広げる読書生活の充実
- ⑧ 心の悩みに適切に対処できる体制づくり

元170版218修正済

項 目	具体的施策の方向
① 人権を尊重する教育の推進	<p>▶ 人権を尊重する教育に関する学習教材等の充実 いじめや虐待防止、男女平等など人権尊重に関わる基本的な理解を促進する学習教材等の開発・活用などを通じ、人権を尊重する意識を高める教育を推進します。</p>
② 道徳教育の充実	<p>▶ 社会教育における人権教育指導者の養成 公民館をはじめとする社会教育施設等を拠点として行われる人権に関する学習機会の充実を図るため、その重要な役割を果たす指導者の養成に努めます。</p> <p>▶ 学校における道徳教育の充実 児童生徒が人間としての在り方を自覚し、人生をよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むため、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実に努めます。 また、特別活動等を活用して豊かな経験を持つ人々の講演を聴講する機会を充実させ、学校等への支援に努めます。</p> <p>▶ 道徳教育に関わる体験的活動の充実 幼児・児童生徒の心と体のバランスのとれた発達を促し社会性を身に付けるため、自然体験活動、ボランティア活動や職場体験活動など自然や社会と広く交わる体験活動の機会を拡充します。</p>
③ 生徒指導の充実	<p>▶ 積極的な生徒指導の推進 児童生徒のよい点や可能性を尊重し、個性の伸長を図りなが</p>